

議案第 6 9 号

北本市執行機関の附属機関に関する条例及び北本市総合計画
審議会条例の一部改正について

北本市執行機関の附属機関に関する条例及び北本市総合計画審議会条
例の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 8 月 2 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市執行機関の附属機関に関する条例及び北本市総合計画審議
会条例の一部を改正する条例

(北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第 1 条 北本市執行機関の附属機関に関する条例 (昭和 5 6 年条例第 2
6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の附属機関の表に次のように加える。

北本市総合振興計画 審議会	市長の諮問に応じ、総合振興計画の策 定に関する事項について調査審議する。
------------------	---

(北本市総合計画審議会条例の一部改正)

第 2 条 北本市総合計画審議会条例 (平成 1 2 年条例第 1 1 号) の一部
を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北本市都市計画審議会条例

第 1 条中「北本市総合計画審議会」を「北本市都市計画審議会」に
改める。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第3条第1項中「18人」を「16人」に改め、同条第2項第1号中「6人」を「5人」に改め、同項第3号中「5人」を「4人」に改める。

第8条ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の北本市総合計画審議会条例第3条第2項の規定により北本市総合計画審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第2条の規定による改正後の北本市都市計画審議会条例第3条第2項の規定により北本市都市計画審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成22年6月30日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表表彰審査会委員の項の次に次のように加える。

総合振興計画審議会委員	日額	5,700円	
-------------	----	--------	--

別表総合計画審議会委員の項中「総合計画審議会委員」を「都市計画審議会委員」に改める。

(北本市まちづくり条例の一部改正)

4 北本市まちづくり条例（平成5年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「北本市総合計画審議会」を「北本市都市計画審議会」に改める。

議案第69号参考資料

北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市執行機関の附属機関に関する条例及び北本市総合計画審議会条例の一部を改正する条例第1条関係）

（下線は改正部分）

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係） 第1 市長の附属機関		別表（第2条関係） 第1 市長の附属機関	
附属機関名	職務	附属機関名	職務
略	略	略	略
		北本市総合振興計画審議会	<u>市長の諮問に応じ、総合振興計画の策定に関する事項について調査審議する。</u>

北本市総合計画審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市執行機関の附属機関に関する条例及び北本市総合計画審議会条例の一部を改正する条例第2条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p data-bbox="333 528 719 560"><u>北本市総合計画審議会条例</u></p> <p data-bbox="288 624 380 655">（目的）</p> <p data-bbox="237 671 1099 895">第1条 この条例は、市の都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定に基づき、<u>北本市総合計画審議会</u>（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="288 959 443 991">（所掌事務）</p> <p data-bbox="237 1007 1099 1086">第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p data-bbox="266 1102 434 1134">(1)・(2) 略</p> <p data-bbox="266 1150 909 1182"><u>(3) 市の総合振興計画の策定に関すること。</u></p> <p data-bbox="266 1198 1099 1278"><u>(4) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関する</u>こと。</p> <p data-bbox="288 1342 380 1374">（組織）</p>	<p data-bbox="1218 528 1603 560"><u>北本市都市計画審議会条例</u></p> <p data-bbox="1173 624 1265 655">（目的）</p> <p data-bbox="1122 671 1984 895">第1条 この条例は、市の都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定に基づき、<u>北本市都市計画審議会</u>（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="1173 959 1328 991">（所掌事務）</p> <p data-bbox="1122 1007 1984 1086">第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p data-bbox="1151 1102 1319 1134">(1)・(2) 略</p> <p data-bbox="1151 1198 1973 1278"><u>(3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関する</u>こと。</p> <p data-bbox="1173 1342 1265 1374">（組織）</p>

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。

(1) 市議会の議員 6人以内

(2) 略

(3) 市民又は関係行政機関の職員 5人以内

3・4 略

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。ただし、総合振興計画の策定に係る審議については、総合政策部政策推進課と協議して処理するものとする。

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。

(1) 市議会の議員 5人以内

(2) 略

(3) 市民又は関係行政機関の職員 4人以内

3・4 略

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

北本市まちづくり条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市執行機関の附属機関に関する条例及び北本市総合計画審議会条例の一部を改正する条例附則第4項関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（まちづくり推進地区の指定等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、推進地区の指定をしようとするときは、<u>北本市総合計画審議会</u>に諮問するものとする。</p> <p>5・6 略</p>	<p>（まちづくり推進地区の指定等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、推進地区の指定をしようとするときは、<u>北本市都市計画審議会</u>に諮問するものとする。</p> <p>5・6 略</p>